

藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
藤沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年藤沢市条例第12号）の一部を  
次のように改正する。

「第1章 総則」を削る。

第2条を次のように改める。

（公務災害補償の種類等）

第2条 公務災害補償の種類、範囲、金額、支給方法その他の公務災害補償に関し  
必要な事項については、この条例に定めるもののほか、非常勤消防団員等に係る  
損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の規定の例による。

第3条中「（以下「消防作業従事者」という。）」、「（以下「救急業務協力者」と  
いう。）」、「（以下「水防従事者」という。）」、「（以下「応急措置従事者」とい  
う。）」及び「（以下「消防作業等」という。）」を削る。

「第2章 公務災害補償」を削る。

第4条を次のように改める。

（公務災害補償を受ける権利）

第4条 公務災害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえる  
ことはできない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補  
償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に  
供する場合は、この限りでない。

第5条から第18条までを削る。

第19条第1項中「市長は、消防団員等に対して」を「市長は、」に、「当該消防団員等」を「当該支給を受けた者」に改め、同条を第5条とする。

第20条を削る。

「第3章 雑則」を削る。

第21条を第6条とし、第22条を第7条とする。

附則中第3条の3から第5条までを削る。

別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、規定の形式その他の所要の改正をする必要による。